

# 消防本部からのお知らせ

TEL 0224-52-1050  
FAX 0224-52-1056



## 宝くじ助成金で 訓練用水消火器を 配備しました

宝くじの受託事業収入を財源とした、一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業助成金」により、仙南消防本部管内の消防署、出張所に訓練用水消火器、消火訓練用の配備しました。



実際の消火器での訓練は、消火薬剤や燃焼させた油の処理に苦慮するため、現在は訓練用水消火器による取扱い訓練が主流となっています。地域においての自主防災組織、婦人防火クラブなどの各種訓練やイベントで有効に活用していきます。

※ 貸出しも行いますので、お気軽にお問い合わせください。

## 住宅用火災警報器の 設置状況調査結果について

仙南消防本部では、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置状況について、平成29年5月1日から31日まで、仙南2市7町の住宅から無作為に抽出させていただき、約350戸を調査いたしました。みなさまのご協力ありがとうございました。

調査結果から、平成26年調査開始以降、当消防本部管内は、4年連続で条例適合率が全国平均を大きく下回る結果となりました。

### 設置状況調査結果

(平成29年6月1日時点)

	平成29年	
	設置率 <sup>注1</sup>	条例適合率 <sup>注2</sup>
全国	81.7%	66.4%
宮城県	88.9%	60.3%
仙南	<b>83.7%</b>	<b>33.3%</b>

注1: 条例等で設置が義務付けられている場所のうち1箇所以上設置されている割合

注2: 条例等で設置が義務付けられている場所の全てに設置されている割合

#### 住宅用火災警報器の設置場所

- 寝室
- 台所
- 階段(2階に寝室がある場合)

**大切な生命、財産を守るために**住宅用火災警報器を基準どおりに設置しましょう。既に設置されているご家庭は電池切れなどが定期的な点検をお願いします。



## 違反対象物の公表制度 が始まります!

仙南消防本部では、利用者が自ら建物の情報を入力して利用を判断できるよう、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その違反内容を公表する制度を、**平成30年4月1日**から開始します。

### ①対象となる建物

劇場、遊技場、飲食店、店舗、旅館、ホテル、病院、グループホームなど不特定多数の人が利用する建物

### ②対象となる法令違反

消防法で設置が義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備が一切設置されていない、重大な消防法令違反が対象

### ③公表の方法と内容

仙南地域広域行政事務組合ホームページに次の内容を掲示します。

- 建物の名称
- 建物の所在地
- 消防法令違反の内容

その他詳細は、ホームページの消防本部トピックスをご覧ください。

(<http://www.az9.or.jp/syoubou/osirase.html>)